

議案第 27 号

令和 4 年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,683 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		千円 36,117	千円 △ 11,000	千円 25,117
	2 貸付金元利収入	36,070	△ 11,000	25,070
歳 入 合 計		51,683	△ 11,000	40,683

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	千円 51,683	千円 △ 11,000	千円 40,683
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	51,683	△ 11,000	40,683
歳 出 合 計		51,683	△ 11,000	40,683